2020年度 第3回 町田市障がい者施策推進協議会

2020年8月20日(木)

町田市地域福祉部障がい福祉課

○岡担当課長 本日はお忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

時間になりましたので、2020年度第3回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます、町田市地域福祉部障がい福祉課担当課長の岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日はコロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ウェブ会議を併用する形で開催いたします。 ウェブで御参加の皆様、接続等に問題はございませんでしょうか。問題がある方は「挙手」ボ タンを押して合図してください。

それでは、本日の出席者の確認をいたします。

ウェブでの御出席が3名、佐藤委員、谷内委員、鈴木委員です。ほかの委員の皆様には会場 にて御出席いただいております。欠席は、降幡委員、中川委員の2名になります。

本日は、次期計画の分野別の課題と施策の方向性を話し合うため、関係する各課が出席しております。オリンピックパラリンピック等国際大会推進課、生涯学習センター、保健総務課、防災課、福祉総務課、ひかり療育園、以上の各課が出席しております。また、報告事項がありますため、職員課が出席しております。

なお、本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確 な議事録作成のため、発言される方は、発言の前に名前をおっしゃってから発言いただきます ようお願いいたします。

それでは、本日はウェブ会議を併用するということで、会議のルールについて確認させてい ただきます。

1、周囲の音を拾ってしまうことがあるので、マイクはオフの状態にしてください。アイコンが赤色になっている状態がオフの状態です。2、通信状況の安定のため、映像のオフをお願いします。3、発言される際は「挙手」のアイコンをクリックしてお待ちください。委員同士で発言のタイミングが重ならないよう、会長が発言者を指名します。指名された方のマイクを事務局がオンにしますので、委員の皆様のボタン操作は不要です。4、発言後は「手を下げる」のアイコンをクリックしてください。「挙手」のアイコンと同じ場所にございます。

ウェブ参加の皆様、よろしいでしょうか。確認のため、挙手ボタンをお願いします。 それでは、事前に配布しました資料の確認をいたします。

本日の会議次第が1枚と、資料1-①「次期計画 第3章 分野別の課題と施策(案)」、

資料1-②「第3章についての障がい者施策推進協議会からの意見まとめ(7月27日協議会)」、資料2-①「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画にかかる基本指針の見直しについて」、資料2-②「2023年度までに達成を目指す成果目標」、資料3-①「障害福祉サービスの見込量」、資料3-②「地域生活支援事業の見込量」、資料3-③「障害福祉サービスの見込量確保のための方策」、資料3-④「地域生活支援事業の見込量確保のための方策」。

続いて、当日配布資料の確認です。

当日配布資料1「次期計画の構成について」、当日配布資料2「第3章分野別の課題と施策 実行プラン追加提案」、当日配布資料3-①「成果目標並びに障害福祉サービス等の見込量に 関する計画部会委員からの意見」、当日配布資料3-②(資料2-②差し替え)「2023年度ま でに達成を目指す成果目標」、当日配布資料4「2020年度第3回障がい者施策推進協議会出席 者名簿」、当日配布資料5「令和2年度地域自立支援協議会交流会の開催について」、以上を 机上に配布させていただいております。

足りない資料はございませんでしょうか。

また、本日、会議の中で第5次町田市障がい者計画と町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意ください。お持ちでない方は挙手していただければ、事務局からお届けします。

それでは、ここで進行を岩崎会長にお渡しします。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 皆さん、こんばんは。お暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。本日 もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)次期計画第3章、分野別の課題と施策、重点施策についてに入ります。 まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-①をご覧ください。

こちらは「次期計画 第3章 分野別の課題と施策(案)」となっているものです。ページ 数がたくさんある分厚い資料になります。

1つずつ御説明申し上げたいところですが、時間の都合上、概要の部分だけ説明させていただきます。

先日、7月27日に協議会に御参加いただきましたけれども、そちらで「現状と課題」ですと

か「主なとりくみ」、また、その中から重点的な施策となるものについて委員の皆様から御意見をいただいたところです。その7月27日にいただいた御意見は資料1-②にまとめさせていただいたので、よろしければご覧ください。

資料1-①ですけれども、今回は、皆様からの意見を踏まえて修正させていただいた部分もありますが、主に重点施策の中の実行プランということで、年度ごとに3か年かけて取り組んでいく重点事業を新たに追加いたしました。

資料1-①の3ページ、「用語の説明」をご覧いただければと思います。

こちら幾つかタイトルが四角で囲まれておりますけれども、一番上の「現状と課題」、こちらは以前から載っていたものです。続いて2つ目の「重点施策(実行プラン)」、こちらが今回、新たに追加されております。「主なとりくみ」の中から重点的に取り組むべき内容として選択したものとなっております。具体的な事業だったり年度ごとの目標値を設定して、進捗管理を行っております。

ただ、一部の事業についてはまだ調整を行っている段階ですので、全ての重点事業が記載されているわけではないことは、申し訳ないのですが、御了承いただきたいと思います。

例として、6ページをご覧いただきたいと思います。「重点施策(実行プラン)」となっているところです。四角い表が上と下と2つ記載されていますけれども、こちらの部分が、前回までの協議会ではまだ検討中ということで、お示しできていなかった部分になります。こちらは事業名と所管課、あと事業の概要の説明になります。あとは2020年度の現状値だったり2021年、2022年、2023年の目標値が記載されている、そういった内容になっております。

今回、記載している重点事業の担当課として、事務局の障がい福祉課に加えてオリンピックパラリンピック等国際大会推進課、生涯学習センター、保健総務課、防災課、福祉総務課、ひかり療育園の職員が出席しておりますので、特にこの重点事業について中心的に議論ができればと思っております。

こちらについては昨日も障がい者計画部会を開催させていただきまして、同様に御意見をいただいたところでございます。こちらについては後で計画部会の小野部会長から御報告いただければと思います。

また、資料1-①に加えて、当日配布資料2に新たに追加された重点事業が1つ載っております。そちらも併せてご覧いただければと思います。資料1-①の20ページに当たる部分です。 すみません、資料1-①に1つ訂正がございまして、23ページの重点施策の表で「所管課」

のところが「短期入所事業所の基盤整備」となってしまっているのですが、この「短期入所事

業所の基盤整備」は事業名になりまして、所管課は障がい福祉課となります。失礼いたしました。

今後のスケジュールですが、今日御意見をいただいた内容で、また第3章の部分を修正してまいります。そして9月15日に障がい者計画部会がありますので、そちらでまた協議を行って、修正をかけていきます。最終的に、10月中旬以降にまたこの障がい者施策推進協議会を開催予定ですので、その修正した素案を協議していただきたいと思います。そちらの修正等のやり取りが終わった後、最終的に11月以降にパブリックコメント、広く市民の方から御意見をいただく予定になっております。

- ○岩崎会長 ありがとうございました。
 - 8月19日の計画部会で出た意見について、部会長から御報告いただきたいと思います。 小野部会長、お願いします。
- ○小野委員 小野です。

計画部会では、昨年の実態調査を踏まえて資料1-①の、表紙を見ていただくと分かりやすいんですが、分野別の課題や施策の今後の計画の重要なところなどをどのように計画化していくかという議論と、後ほど話に出てきますが、今回の障がい者計画の中で特に福祉事業計画についてはホームヘルプサービスや通所施設やグループホームや、そういったものの見込量を立てながら、その見込量を達成するための方策の検討も同時進行でやってきました。それを今度の計画では一本化したものに盛り込んでいくということで、障がい者計画部会の中でも、若干混乱がありながらも議論を進めてきました。

昨日、資料1-①について、第3章、分野別の課題と施策、3-1「学び、文化芸術、スポーツ活動のこと」から3-11「理解・協働のこと」まで、全部が出ているわけではないことは 先ほど福永さんから説明していただきましたが、たくさんの意見が出されました。

ただ、その個別の意見を全部紹介している時間はありませんので、大まかに指摘された点で言うと、今回出された計画が、昨年の実態調査で浮き彫りになった障がいのある人たちの現状や課題を改善していくための計画になっていないのではないか。例えば資料1-①の8ページ、「暮らすこと」の章立ての中の「現状と課題」の真ん中に【障がい者の地域での暮らし】とありますね。その2つ目の「・」ですが、「市内では今後6年間で新たに300名以上の知的障がい者が50歳に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込です。障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」に対応した支援が必要です」本当にこれは切実な問題なんだけれども、では、それに計画がどう対応するのかというと、10ページ、11ページなんですが、

それに相当するものが見当たらないんですね。

次です。

14ページ、15ページを見ていただきたいんですが、「日中活動・働くこと」についての「現状と課題」。ここでも昨年やった実態調査の結果はちゃんと盛り込まれているんです。15ページの【日中活動・就労に向けた支援】の……、そうですね、1つ目もとても重要なんです。平日の日中を自宅で過ごしている人が結構多かった。特に2つ目の「・」で、障がいのある人を対象にした調査では、障害福祉サービス等を利用していない人のうち、「サービスを利用したいと思うことがある」と回答した人は40歳未満で30%、65歳未満で19%。また、「サービスのことを知らない」と答えた人は40歳未満で44%、半分。65歳未満でも40%。つまり、障がいのある人たちが今の障がい者福祉の利用につながっていない、その人たちのニーズ、特に働くこと、ここはやはり発達障がいや精神障がいの人たちがたくさんいると思うんですよね。そこに対して、ではどういう計画を挙げているのかというと、16ページ。

これはまた、ではその実態に応える計画になっているかといったら、なっていない。確かに 16ページの下の実態調査をやりましょう、これはいいですよ。就労についての実態調査、大い に結構だと思う。でも、上では高齢化に対応した共生型サービス、これは介護保険と障がい福 祉が相乗りできるサービスなんですが、これをもって在宅で日中どこにも行き場のない、情報 も得ていない人に応えるものにはなっていないなと。

全体的にそういうところがところどころにあって、個別の意見はいろいろ出ましたが、やは りあの実態調査、去年せっかくやった実態調査で浮き彫りになった障がいのある人の地域生活 をどう改善していくのかという実行プランの見直し、それを計画に反映していないという意見 が全体として多かったかなと思います。

ただ、一方ではいい意見もあって、これは就労のところに関わってくるんですけれども、障がいの当事者の方が文書で意見を出してくれて、就労・生活支援センターの支えを頼りに10年間、一般事業所で働き続けることができた、今後もそうやって親身になって相談に乗ってくれる就労・生活支援センターの存在は本当に重要だし、その人は6月からグループホームにも入居して、親元を離れて暮らし始めた。これからも地域で長く、高齢を迎えた親たちもそばにいながら働き、暮らしていく、そのための計画であってほしいという意見を出してくれました。

では、こういう声に暮らしの部分と働く日中支援が計画として応えているのかというと、ちょっとどうなのかなというところですね。

また、今日は防災課の方もいらしていますが、防災のところでも意見が出ました。

資料1-①の35ページ。33ページからの「生活環境と安全・安心のこと」で、防災課から出されている事業概要です。これは前からずっとお願いしてきたことなんですけれども、今回この事業概要のところで、本当に少ない文章なんですけれども、「避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がい者の方の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実に取り組みます」ここはとても評価がありました。

ぜひもっと具体的に、毎回計画部会の中でも議論してきたことなんですけれども、二次避難 所を高齢者福祉課と障がい福祉課で準備してきていますけれども、その二次避難所に行く前に、 東北の震災でも熊本の震災でもそうだったんですが、みんな一次避難所に行くんです。一次避 難所に高齢の方も障がいのある方も一旦避難するんです。だから何とか、3日間でも1週間で もいいから、障がいのある方や高齢の方がそこに避難できる施策が必要だと。場所の確保だけ ではなくて個別の配慮や必要な物資、そういったものが一次避難所に整備されて、受皿になり ますよというのはとてもありがたいなという意見が出されました。

ただ、これに併せて二次避難所との連携がこの計画の中にあると、さらにいいなと思います。 それから、昨年の実態調査で本当に浮き彫りになったのが、37ページを見ていただきたいん ですが、「現状と課題」の【障がい者差別の解消】の2つ目の「・」ですね。44%の障がいの ある人が差別や偏見を受けたことがあるという回答があって、その下の「・」では、その中で 法律や条例を知らない人たちがいる。その結果、39ページ、以前からずっと町田市での条例の 制定を求めてきたんですが、ようやっと今回、実行プランの中で条例の策定について具体的な 計画が盛り込まれたという点では評価の意見が出ていました。

○岩崎会長 ありがとうございました。

それでは第3章、分野別の課題と施策、重点施策について、御意見や御質問があればお願い いたします。いかがでしょうか。

実態調査では、特にサービスを利用していない人たちに関して、やはり情報がきちんと伝わっていないなというのが今回の大きな知見だったと思うんですね。それに対して重点施策として具体的に何も語られていないので、やはり私は、予算の関係もあるのでなかなか難しいかもしれませんけれども、少なくとも子ども・子育てのところでは多分、子育て専用のホームページがあると思うんですけれども、障がいを持っている人たちに対してもやはり専用のホームページというか、分かりやすく、細かい制度の仕組み等はホームページを見るだけでは分からないので、それは相談に来てもらえばいいと思うんですね。でも、少なくとも今、どういう状況にあるのか、何ができるのか、どこに相談に行けばいいのかとか、例えばこういう委員会をや

っていますみたいな――この協議会でも傍聴にはほとんど来たことがないですよね。私、別の 自治体で委員をやっているときは、毎回ほとんど見えていました。そういった点では、この協 議会そのものの情報も多分伝わっていない。

そういった意味で言うと、やはり情報をきちんと伝えるという作業をもうちょっと、今回の 重点施策の中でぜひ取り組んでいただければいいなと私、個人的には思っております。

ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 堤です。

2つ意見があるんですが、まず1つ目が、22ページ「家庭を築くこと・家族を支えること」で、私、今回これを読み直して、実はちょっと驚いたところがあるんですが、もともとこの家庭、家族で結婚、出産、子育てといった内容が出てきたのは、たしか障がいを持った当事者が家庭を持つというところに視点があったと思うんですね。障がいのある人の家族支援、もちろんこのレスパイト等は物すごく重要な課題ではあるんですけれども、いつの間にこの2つがくっついてしまったんだろうと。前回の協議会も参加しているから、私も見落としていた1人ではあるんですけれども、当事者が家庭を築くという視点が、いつの間にか障がいのある人の家族の話もここに盛り込まれて、なおかつ重点施策では、当事者支援ではなく家族支援のところが実行プランに書かれているのがとても気になっていて、障がいを持った当事者が家族をつくるときに、ここにも書かれていますけれども、65歳以上で障がいに気づいた人の場合は80%を超えているけれども、それより以前の若いときに障がいになった人では半分の人しか結婚等々ができていないということもありまして、子育てになるともっと数字は低くなってくると思うんですが、子ども支援課等と連携して支援していくといった形のものが当事者支援として重点施策に盛り込まれなかったのはなぜなのかというあたり、むしろ障がい者計画部会でどういう議論がされたのか知りたいと思います。

もう一つの質問は、35ページ。

先ほど小野部会長からも話があって、私もここは注目していた部分なんですけれども、この 事業概要の部分に「障がい者の方の滞在スペースを確保する」という表現が盛り込まれている のは、私もすごくいいなというか、評価したんですけれども、ここに書かれているのは一次避 難所のことなのかどうかというところが、この文言だけだとちょっとはっきりしなくて、一次 避難所にスペースを設けてくれるという意味ですよねという確認が1つ。

あと、次の36ページで「避難行動が困難な人が支援を受けやすくなるよう、避難時の対策を はかります」これは本当に、在宅で独り暮らししている人たちは、命を守る行動をせよと宣伝 カーがバンバン言っていても「どうやって逃げたらいいんだよ」という声が本当に身の回りに 多かったので、ここにこう書かれたのも嬉しいんですが、具体的にはどんな対策を考えていら っしゃるのかというところをぜひ知りたいと思います。

- ○岩崎会長 その点に関しては、いかがでしょうか。
- ○防災課(星野課長) 防災課の星野と申します。

35ページ、36ページのところで2点お話しいただきました。

まず35ページ、障がい者の方の滞在スペースということで、これは一次避難所のことかということですが、そうです、一番初めに避難していただくところのことを言っております。

次に、36ページの「避難行動が困難な人が支援を受けやすくなるよう……」具体的にということですが、今までも皆様にはお話ししてきたんですが、まず障がい者の方も地域の方、例えば自主防災組織とかそういう方と普段から交流を図っていただいて、その地域で支え合っていただく、今までもその辺はお話しさせていただいてきたんですが、そういうところで私どもとしては、地域の自主防災組織にもそのようなお話をして、避難時に支援が受けやすくなるように、そういうことを自主防災組織等にも積極的に周知というか、お話ししていけたらといったことを考えております。

○堤委員 すみません、関連でいいですか。

今のお答えについてですが、自主防災組織、地域のということは、例えば本当に逃げる手段がないと思ったときに、多分、真っ先に電話するのはやはり市役所だと思うんですね。そのときに、今のお話だと、市役所が送迎に来てくれるのではないんだなというのは分かったんですけれども、市役所から地区のほうにつないでくれたりといったことはしてくださるのかなという質問です。

- ○防災課(星野課長) その辺ですが、防災のほうで直接間を取ってというのはなかなか、災害時は混乱しているところもありますので、なかなかその辺のお約束はできないので、そういう課題をどのようにやっていったらいいかは今後、障がい福祉課等も含めて考えていかなければいけないなと思っております。
- ○小野委員 先ほどの堤委員の質問は、「家族を築くこと・家族を支えること」のところで、 障がいのある当事者が家族を持つことについての具体的な施策の在り方について、障がい者計 画部会でどこまでの議論があったのかという質問ですか。
- ○堤委員 そういうことでもありますけれども。当事者支援という視点がいつの間にか消えて しまって、重点施策には全然乗っていないので、それがなぜかなということですね。

○小野委員 すみません、障がい者計画部会の中では、そこに十分注意してというか、確かに 堤委員が指摘されている内容、この22ページ、23ページが本来の趣旨からちょっとずれてきて しまっているというのは感じてはいたんですけれども、「こういうふうに修正しよう」といっ た具体策は出てきていないですね。

○堤委員 では具体策として、さっきちょっと提案めいたことを言ったんですけれども、子ども支援課と連携して子育て支援に対するヘルパー派遣等を充実させるといったことを、ぜひ提案していただけないでしょうか。

○小野委員 分かりました。

それと、防災課のほうで先ほど補足で説明していただいて、ありがとうございます。

昨日の障がい者計画部会でも出されたんですけれども、堤委員が指摘された、とにかく逃げる手だてがない在宅の障がい者、高齢者、ここをどうするのかというのは、やはり残された課題としてはあるんですが、とにかく一次避難所を分かりやすく、一次避難所に行きやすく、一次避難所に行って高齢者や障がい者が一定期間、ずっといるのではなくて3日間あるいは1週間いられるように、そして次に二次避難所につなげられるよということが重要だと思うんですけれども、その上でぜひ、防災課の中だけではなくて、二次避難所は障がい福祉課と高齢者福祉課の議論になるので、連携して協議していきます、そして一次避難所から二次避難所への連携の在り方とか避難の誘導の仕方とか、その辺を一緒に協議していきますといったことを計画に盛り込んでいただけるとありがたいという意見が、昨日、出ていました。

- ○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。
- ○森山委員 森山です。

先ほどの堤委員の御意見で、本人支援と家族支援のところがあったと思うんですけれども、 24ページの「主なとりくみ」の中で、上が多分本人支援、下が家族支援ということで、結果的 に家族支援を重点項目にしていると思うんですね。

障がい者計画部会でも、なぜ重点項目にしたのかというところが明確にされていないのかという意見も昨日、上がっていたのかなと思います。そういうところの共通理解ができればいいのかなと思います。

○森委員 避難所の件ですが、確かに現時点では、障がいのある方や高齢者は一次避難所に一 旦避難してから二次避難所に移っていくのが原則となっておりますが、いろいろな障がいがあ る方、御家族のアンケートを取ってみると、まず一次避難所に行くのが困難というのは先ほど 話題になりました。でも、一次避難所に行ってから二次避難所に行くのは大混乱で「土台無理 ですよ、であればもう避難しません」といった回答も多数ありまして、二次避難所が目の前なのになぜわざわざ一次避難所に一旦行かなければいけないんだ、そこは現実的ではないという事例もあるのが実際でして、そこは画一的に考えてしまうと取り残されてしまう方たちが結構出てきてしまう。

その場合などを含めて柔軟に対応する、混乱は避けつつも柔軟に対応していけるような避難 所の体制を考えていくことが必要なのではないかといったことも話題になっておりますので、 御検討いただければと思っております。

- ○岩崎会長 森委員、ありがとうございました。 ほかに御意見、いかがでしょうか。
- ○青山委員 就労・生活支援センターレッツの青山です。 別件でもよろしいでしょうか。
- ○岩崎会長 結構です。
- ○青山委員 何点かあるんですけれども、まず、2番「暮らすこと」の11ページです。

「主なとりくみ」に重点目標が2つあるんですが、下のほうの「精神障がいの……」というところで、最終的に「定期的な連携をはかります」となっているんですが、多分、障がい者センターや精神科病院とは基本的に、もう既に連携は取っている状況かと思われます。やはりここはもう少し踏み込んで、「必要なサービスの検討を行います」とか「提言を行います」といった目標設定にできるのではないかというのがまず1点です。お願いも含めてですが。

それから別件で、3の「日中活動・働くこと」の16ページ、「重点施策(実行プラン)」で上と下とそれぞれあるんですが、まず上のほうで「既存の事業所の活用による、」と書かれております。もしここまで活用という具体策が出ているのであれば、結構総論でいくと実施が送れるというのは一般的にありますので、例えばパイロットプランをどこかの事業所が先行してやって、それを検証して、実績を研究材料にして進めていく。2021年、研究、2022年、研究、2023年、周知となっていますが、何かそういう具体的なところをやれると早く進められるのかなというのが1つあります。「事業所の」と書いてあるので。

もう一点が、この下ですけれども、障がいのある方の就労に関する実態調査ということで、 タイトルは「調査」なんですけれども、この事業概要の最後のところで「把握します」となっ ています。ちょっとこれは弱い表現かなと思いまして、「有効な企画、提案を目指します」と かいった形にして、実際にやっていけるといいのかと思います。

○岩崎会長 すごく重要な指摘をいただいたと思います。

最初の精神のことについては、これは多分、退院支援の文脈で出てきた話なので、きちんと 退院を支援するために市と協議しながらできることを検討していくんだといったことを明確に 書いていただいたほうがいいのかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○坂本委員 坂本です。

今、青山委員から資料1-①の11ページのお話が出ましたけれども、その前の10ページに「保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討」と入りましたが、この「医療」というのはどこの場所が入ると市では考えているんですか。

もう一つ、8ページの「暮らすこと」で、先ほど小野部会長から説明がありましたけれども、「市内では今後6年間で新たに300名以上の知的障がい者が50歳に達し、」こういう説明がありますよね。知的障がいの方300名と出ていますけれども、これと同じように精神障がいのところがどのくらいの比率になっているか、これを市として出せるのか、データがあるのかですね。

……というのは、ちょっと疑問に思っていますのは、自立支援のところがさっぱり見えないなというところと、都の予算だから市が管理していない。ちょっと飛び過ぎましたけれども。それで、今回これを質問したのは、精神に関しての医療改革をやりましょうということで、入院から地域へということでの理念をうたって10年ぐらいずっと続けてきたわけですね。精神病院に入れている人を地域に帰そう、それが地域ケアシステムということで、一応高齢者のシステムを真似してつくったのが今回の地域ケアシステムなんですが、これが――ちょっと飛び過ぎたかな、3つぐらいあるんですけれども、人数のところと、今の医療機関と、その辺ちょっとお願いします。

- ○岩崎会長 事務局からお願いします。
- ○中島課長 事務局、中島です。

まず1点目の、「精神障がいのある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行うとともに、」というところで書いてある医療についてですけれども、一応今、検討中で、こちらに書いてあるように2021年度から設置する予定ですが、保健所と協力させていただいて、今、保健所にある会議体の部会といった方向で、今、検討しております。

その中で、医療に関しては市内の精神科病院及び今、訪問看護が地域では非常に展開されているので、訪問看護、訪問診療をやっているような医療的な背景のセクションを関係者としてお呼びしようと検討しております。

「暮らすこと」の「今後6年間で新たに300名以上の知的障がい者」云々というところを、精神障がい者のデータもこちらに掲載すること、もしくはデータとして提示することはできないかという御質問だったかと思うんですけれども、基本的に知的障がいの方は有期限なものではないので、このままいくと6年後に300名ということでしっかりカウントできるんですけれども、精神の方の場合は2年更新で手帳を持っていただいているので、その中で、期限が切れた中で更新をする方、しない方出てきますので、なかなか数年先に――あくまでも推計値ということであれば、もちろん出ないことではないんですが、具体的に「何人以上」といはちょっと書きづらいかなということで、こちらには書いていないところがございます。

今の2点で大丈夫でしょうか。

- ○青山委員 現状の数字でもいいのではないですかね。8050というところの引きこもりの状態と、それから今の精神あるいは手帳を持っている人の数は全部把握できるから、そうすると、その実態はある程度分かるのではないですかね。6年後でなくても。
- ○中島課長 実態については、過去から現在にわたっての実態値として2章に載せる形になる ので、そこはもちろん載せさせていただく予定になっております。
- ○岩崎会長 今回の調査を使えばある程度、精神の人は結構独り暮らしが多かったんですけれ ども、それとか家族と同居している人たちの年齢層といったことも多分抽出できると思うので、 今回の調査結果を少し使って御検討いただければと思いますけれども。
- ○青山委員 いろいろなサービスの中の数字があるんですけれども、これは10年くらいこの施策……、推進管理を進めて、その累積がずっと出ているのが前回出してもらった資料だったんですね。その中の数字で一番増えているのが、今回もこの資料で精神のところのグループホームがこのくらいだよとか、あるいは知的のところが増えるといったデータを出しておりまして、この辺が徐々に変わってきていると、一番最初が2011年ですかね、そのあたりからのスタートですから、そうするとボリューム的に増えていく量というのは分かるので、この辺はまた追い追い説明していただければ。よろしくお願いします。
- ○岩崎会長 先ほどから佐藤委員の手が挙がっておりますので、御発言をお願いします。
- ○佐藤委員 よろしくお願いします。

資料の37ページ、9番の「差別をなくすこと・権利を守ること」についてです。

「現状と課題」で虐待防止に関して、年間30件前後の通報があるという認識の下に、40ページの虐待防止の「主なとりくみ」が記載されているんですけれども、虐待防止の取組み方として、この「市民や事業者等に対して、障がいのある人への虐待防止に関する理解啓発に向けた

取り組みをすすめます」ということだけではちょっと弱いのではないか、通年と同じでは虐待 がなくなることを目指すにはちょっと弱いかなと思って見ておりました。

もう少し、ホームページ等で見ても東京都ですとか厚生労働省のほうでいろいろ細かな情報 提供がなされていますけれども、町田市でもやはり虐待の状況、それに対応した内容ですとか、 あとはやはりどういうことが虐待になるんだということをもう少し広く知らしめる方法みたい なものをこの中に盛り込んでいったほうが、より具体的になるのではないかというのがちょっ と気になった点です。

○岩崎会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 町野です。

私たち、相談支援が少し薄いかなという感じがしているんですけれども、障がい者支援センターさんとそれ以外のところが一緒になって、連携して支援をやっていくというようなことで、私もやっていただきたいなと思っていましたら、今日、追加提案ということでここに出てきましたので、これはすごくよかったなと思いました。

ただ、研修、連絡会の開催が年3回となっていますけれども、これは市全体の、例えば5か 所ある支援センターとそれ以外の相談支援事業所、市全体がまとまって年3回会議を開いたり しているんでしょうか。そこら辺はどうなっていますか。

○中島課長 今回のプランで出させていただいたものは、各センターと民間相談支援事業所「等」と書いてあるんですけれども、もちろん5センターの連絡会は毎月実施しております。 5センターだけでの研修会はもうちょっと、年に6回とか実施させていただいているんですけれども、今回、やはり5センターを中核として各地域で実施していく必要があるだろうということで、全体でも行いますし、場合によってはセンターの地域でも行うというところを考えていまして、両方合わせて年3回と考えております。

○町野委員 ありがとうございます。

私も地域で、例えば南地域の自立支援の協議会とか、あるいは町田地域ナントカという形でやらないと、ここの重点課題で「課題を抱え、孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援……」と非常に細やかにやるとしたら、やはりいろいろなニーズを抱えている方がいらっしゃいますので、あそこの相談事業所だったらこのニーズに関してはちょっと強いよね、よく分かっているよねといった情報を共有することもできますし、あるいは障がいを抱えている御本人だけではなくて、私たちが関わっていますと結構バックの御家族にいろ

いろな問題があって、例えば生活が困窮している、あるいは生活保護を受けている、あるいは 御家族の中にも同じ障がいを抱えている方が複数いらっしゃるとか、いろいろな問題があるん ですね。なので、その辺をトータルで支援していくことはなかなか難しいことではないかとは 思っているんですけれども、やはり地域、地域で相談支援事業所さんと障がい者支援センター が一緒になって、細かい連携、情報共有をしていただけると非常にいいかなと思いました。

ただ、ここを読んでいると、これだけだと地域、地域でやってくださっているのかどうか、 それが年3回だけというのはどこまで支援ができるのかなといった疑問を持ったものですから。 よろしくお願いいたします。

- ○岩崎会長 御意見どうもありがとうございました。
 - ほか、いかがでしょうか。
- ○鈴木委員 町田商工会議所の鈴木です。

16ページの重点施策で、下の実態調査ですけれども、1年目が調査内容の検討で2年目が調査の実施、3年目がその分析と活用ということですが、ちょっとスパンが長いかなという気がします。

私ども商工会議所も景況調査等やるんですけれども、大体単年度で設計から実施、分析まで行って、その後の支援事業につなげるような形を取るんですが、この調査自体はすごくいいもので、障がいのある方と企業のそれぞれに対して調査をして、恐らく双方の考えとか隔たりとか、もしあるとすればその辺の解決に向けて、先ほど意見もありましたけれども、いろいろな企画とか事業につなげていくんだと思いますが、もう少し早く、例えば1年目に調査内容の検討、実施、そして分析まで行ければ行って、2年目、3年目でその活用をどうしていくかに重点を置いたほうがいいのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○福永主任 この点に関しては就労・生活支援部会でも同様に、ちょっとスローペース過ぎないかといったところで委員から御意見いただきました。ですので、この3か年の部分をどうするか、すぐに回答はできないんですけれども、検討したいと思います。

御意見ありがとうございます。

○谷内委員 谷内です。

31ページ、情報のバリアフリー化についてですが、今、就労支援に関する調査でも似たようなことを指摘いただいたんですけれども、こちらの①の目標値が、やはり研究で終わってしまっているんですよね。2021年から2023年まで。やはりここも、研究で終わってしまうのは計画としてはどうなのかなと、ちょっと本来の趣旨とは違うかと思いますので、やはりどこかの段

階で提案なり、具体策の御提示なりが必要ではないか。

特にこの情報のバリアフリー化等々は、障がい者差別解消にもすごく影響してくるところで すので、ぜひ具体的な動きが起こるとありがたいなと思います。

○岩崎会長 これもぜひ、御意見を反映する形でお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、出された意見を基に事務局で素案の修正をお願いいたします。

ここで10分休憩させていただきます。今、28分ですので、ちょっと中途半端ですけれども時間も押していますので、19時38分に再開させていただきます。

午後7時28分 休憩午後7時36分 再開

○岩崎会長 ちょっと早いですが、よろしいでしょうか。 再開に当たって、事務局から。

○中島課長 すみません、休憩前にお伝えすればよかったんですが、今、次期計画第3章、分野別の課題と施策の議事が終わりましたので、関係各課はここで退席させていただきます。

先ほど幾つか御意見いただいたことについては、また後ほど協議して後日お返事させていた だく分もあるかと思いますし、この後、御意見が出た場合には改めて関係各課に事務局から御 提示したいと思いますので、よろしくお願いします。

○岩崎会長 どうもありがとうございました。

(関係各課退席)

○岩崎会長 それでは、続きまして議事(2)次期計画、2023年度までに達成を目指す成果目標、第3章、障害福祉サービス等の見込量と確保方策についてに移ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○後藤主任 事務局の後藤です。よろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと資料の数が多いんですけれども、お手元に当日配布資料1と当日配布 資料3-①、②、それから事前にお送りさせていただいた資料2-①と②、資料3-①から④ まで、こちらを御用意いただけますでしょうか。

事前に送付させていただいた資料 2-2 「2023年度までに達成を目指す成果目標」ですが、こちらは一部変更がありましたので全体を差し替えさせていただければと思っておりまして、本日配布しました当日配布資料 3-2 、 (資料 2-2 を見し替え)と書いてありますが、この成果目標の資料については事前に送った資料 2-2 ではなく、当日配布資料 3-2 を見ていただ

ければと思います。

数が大変多くて申し訳ございません。

それでは、順番に説明させていただきたいと思います。

今回の議事の次期計画、2023年度までに達成を目指す成果目標、第3章、障害福祉サービス等の見込量と確保方策についてですけれども、今計画について、このテーマで協議会で協議するのは今回が初めてかなというところで、今回つくる計画が前の計画のどこに当たるのかというところから説明させていただければと思っております。

当日配布資料1をご覧いただけますでしょうか。

こちらは現行の計画、2020年度までの第5次町田市障がい者計画、町田市障がい福祉事業計画と、今、策定している次期計画、(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26の構成を並べた資料となっております。

今まで2冊になっていた計画の本を1冊にするということで、内容がかぶっているところは 1つにまとめたり、分野としてまとめたほうがいいものを整理して1つにまとめています。矢 印がいろいろ伸びていて分かりにくいところもあるかなと思うんですけれども、基本的に新し いほうの計画、21-26の第3章、分野別の課題と施策に、どんな施策をやっていくのかという ところを集約して、分野ごとに市がどんなことに取り組むのか、どんなことを目標にするのか というところが分かりやすくなるようにということでつくっているものであります。

新しい計画の構成については、今、小野部会長ですとか岩崎会長、井上職務代理等と最終的な細かいレイアウトについて、受け手である市民の方はどんなものが一番見やすいのかというところでいろいろ御意見をいただいているところなので、最終的に次の協議会、10月の中旬以降に開催予定の協議会にはちゃんと冊子になっている状態でたたき台を出させていただくんですが、それになるときは、より分かりやすくということで今、示しているこの目次から一部変えるところもあるかもしれませんが、そこは御了承いただければと思います。

議事に戻りまして、これから御議論いただきたいところは、これまでの第5期計画、この表で言うと左下の「町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)」と書いてある部分の第3章「2020年度までに達成を目指す成果目標」と第4章「障がい福祉サービス等の見込み量と実現方策」について、これまで障がい者計画部会の作業部会――こちらは見込量の細かい数値の話になるので、専門のメンバーで詳しく話し合ってきましたので、その話し合ってきた内容を、1度協議会にも出させていただければと思っております。

まずは前の第5期計画の第3章「2020年度までに達成を目指す成果目標」ですけれども、事

前に送付した資料2-①をご覧いただけますでしょうか。

タイトルとしては「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」ということで、これは厚生労働省から出された資料なのでタイトル等もそのままなんですが、これは何かといいますと、市区町村等が計画でこういったことを成果目標で定めなさいよと国が言っている指針の一覧になります。なので、こちらについては町田市の計画でも成果目標というところで検討しまして、この国の指針を受けまして町田市が実際にどんな成果目標を立てたのかが、すみません、ちょっと飛びまして、当日配布資料3-②です。こちらは国の指針を受けて町田市がこういう考え方をして、このような成果目標を立てましたという資料になっております。

成果目標は①から⑥まであるんですけれども、まずは前期の計画、第5期を踏まえた課題と、 町田市の考え方、成果目標の設定、また成果目標を達成するための方策を基本的に設定してお ります。

資料3-②は資料2-②とどこが変わったのかですけれども、資料3-②の2ページ「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ここが一部変わっているのと、あとは6ページ、成果目標⑤「相談支援体制の充実・強化等(新規)」こちらが変わっているかと思います。

成果目標に関する資料の説明は以上になりまして、続いて、障害福祉サービス等の見込量と 確保方策の説明に移らせていただきたいと思います。

事前に送付しました資料3-①から3-④を御用意いただけますでしょうか。

まず資料3-①と3-②は、障害福祉サービスと地域生活支援事業の見込量となっておりまして、例えば障害福祉サービスですと、居宅介護というサービスであったら、第5期の実績はこれぐらいなので、第6期の計画ではこれぐらいの人数ですとかこれぐらいの時間数を皆さん使うのではないか、そういった見込みの算出になっております。

見込量については実績ベースで算出したものもあれば、伸び率等をそれぞれのサービスごと に加味して出したものもありますが、細かくは「算出方法」という欄に載っておりますので、 ご覧いただければと思います。

続いて、事前送付資料3-③と3-④をご覧ください。

こちらは、先ほど見ていただいたサービスの見込量を確保するためにどんなことに取り組む のかという方策となっております。

例えば資料3-④ですが、3-1「学び、文化芸術、スポーツ活動のこと」であれば「スポ

ーツ・レクリエーション教室開催等」が事業名になるんですが、確保方策としては「事業を計画していきます」ですとか、そのように各分野ごとに方策を掲載しているところです。

この資料に基づいて、先ほどもお伝えさせていただきましたが、障がい者計画部会の作業部会、また障がい者計画部会でも話合いを行ってきまして、たくさん御意見をいただいております。その障がい者計画部会でいただいた御意見の一覧が、当日配布資料3-①「成果目標並びに障害福祉サービス等の見込量に関する計画部会委員からの意見」になります。

こちらのようにたくさんいただいておりますので、今日の見込量ですとか方策の資料にまだ 反映し切れていないところがあるんですね。いただいた御意見にまだ対応し切れていないところがあるので、この障がい者計画部会からいただいた御意見と本日の協議会で皆様からいただいた御意見を併せて、この見込量の数値ですとか方策に改めて反映しまして、次回9月15日の障がい者計画部会に一旦出しまして、そこでも意見が出てくると思うのでまた修正して、10月の協議会に意見を反映して修正した素案を出させていただければと思っておりますので、お願いいたします。

- ○岩崎会長 それでは、小野部会長から、障がい者計画部会で出された意見について御報告を お願いします。
- ○小野委員 協議会でこの資料を配るのは、今年度で初めてですよね。
- ○後藤主任 そうです。
- ○小野委員 継続的に協議会委員をしていただいている方は見慣れていると思うんですけれども、今年度、初めて委員になっていただいた方には改めて説明を加えておいたほうがいいと思うんですけれども、例えば今、事務局が説明した資料3-①②、これが町田のホームヘルプサービスやグループホームや日中活動の支援や就労支援などの障害福祉サービス──サービスという言い方は好きではないので、支援についての実績の推移と、今度の3か年の第6期計画の見込量です。これは介護保険と同じように3年に1回見直しをして、見込量を立てて、それが予算の見積りになるんですね。だからとても重要なんです。

例えば資料3-①であれば、居宅介護というのは、要するに家事援助や身体介護のホームへルプサービスですね。それが2015年度、2016年度、2017年度……とずっと実績が来ています。そして第5期の見込量に対して実績があって、そして第6期の見込量を立てています。利用の時間数等も実際の利用実績に基づいて出していますが——、この利用者数のところは支給決定者数ですよね。

○安次冨主任 実利用者数です。

○小野委員 実利用者数でいいんでしたっけ。ごめんなさい。では、実利用者数で説明していきます。

例えば重度訪問介護というのは、もう柔軟に、移動や自宅での身体介護や病院での付添い介護などもできる、そういうサービスですね。だから相当障がいが重い人たち、今日参加されている堤委員なども利用されている制度です。だから上のホームヘルプサービスに比べれば若干人数が少ないです。

2ページの同行援護は、視覚障がいの方の移動介護です。そして、行動援護が自閉症の方の 移動介護なんですね。だから、この利用者数を見てください。全然少ないんです。これは相当 行動障がいが重い人を対象にしています。

このように、この見込量が向こう3年間の障害福祉を利用している人たちの生活や就労を支える大事な数字になってくるので、この見込量の積算はとても重要になります。障がい者計画部会の視点としては、この見込量が妥当かどうか、足りているのか、十分なのか、その辺が重要になってきます。

もう一つが、ここで数字が上がっていても、本当に必要な人にサービスが届いていない、障がい支援区分で切られて軽く出てしまって、医学モデルというか、障がい支援区分では軽く出てしまうんだけれども、生活上の困難さは非常に重いという人もいます。そういった人が弾かれてしまうといった問題も、この数字の向こう側にはあります。

資料3-③、今度は縦になっているほうです。

こうやって今まで見込量をいろいろ議論してきて、大体妥当な数字というか、実績に基づいて出してきた数字、これで足りるということではない、十分だと言い切れないところもあるんですね。けれども、これで数字をたたいてきたんですが、資料3-3では、今度はその立てた見込量を確保するための方策があります。

実はこれまでの計画では、この見込量の確保の方策はもっといっぱい出していたんです。具体的なことを。でも今回、計画を一本化することで相当絞り込まれてしまったんですね。極めて抽象的な内容に。そこを非常に危惧する意見が出ました。

当日配布資料3-①が私が報告しなければいけない資料なんですけれども、障がい者計画部会で出された意見は、ここに書いてあるとおりです。

例えば居宅の分野で言えば、ホームヘルプサービスを利用したいけれども、支給決定が出て もヘルパーが少なくて利用にたどり着かなかったり、あるいはグループホームなどでも本当に 人手が、このコロナの中であれだけ仕事を失った人がいて、新たな仕事を求めていても、結局 介護や福祉には来ないというのがこの数か月間の状況ですけれども、この見込量を達成するために必要な方策をもっと具体的に盛り込むべきではないかという意見が、やはり多々ありました。

当日配布資料3-①の一番最後のページに、これは私が後からメールで、障がい者計画部会での意見を踏まえて、過去の計画から、やはりここは方策として残しておくべきだと思った点を抽出しました。若干まだ文章化できていないところもありますし、障がい者計画のほうに関わってくるところも、福祉事業計画にとどまらないところも入っていますが、一応、障がい者計画部会では、この見込量に対して、方策の具体的な在り方のところでいろいろな意見が出されました。

○岩崎会長 そうしたら、成果目標であったり見込量であったり、似たようなことで何か分からなかったりしますけれども、国が立てている成果目標に対して町田市としてどう考えていくのかについては少し変わる可能性があるので、主に資料3-①で出された見込量であったり、資料3-③で出ているそれを確保するための方策等について、御意見があればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ぜひお伺いしたいと思うのが、ホームヘルプサービスが1つ例として挙がっていたんですけれども、つまり、こうやって実績ベースで計画を立てるときに問題となるのは、十分にサービスがある中で利用されている実績なのか、それとも、そもそも使いたいけれども使えない状況になっているので実績値が抑えられている場合には、当然それをベースにしてつくると違うことになってしまうわけですよね。そういった御意見も多分いっぱい出ていたと思うんですけれども、それはヘルパーの利用以外のところで、例えばどんなサービスが挙げられるでしょうか。障がい者計画部会で出た御意見があれば御紹介いただきたいと思います。

○小野委員 資料3-③で、先ほど言った訪問系のところで言うと、行動援護の自閉症の移動 介護とかね。結局、本当に狭く抑えられてしまっている。これはもう国制度での要件なんです が、もっと幅広く使えるようにというのはありますね。

それから、その裏の日中活動のところで言うと、短期入所のところが、やはりこれ以上にニーズがあります。短期入所を提供している事業所数が少ない。だからこの背景にあとどれだけのニーズがあるのかというと、支給決定者数を見ればそれは出てくるんですけれども、そこがありますね。

相談のところでは計画相談が、増えてはきましたが、まだまだ少ないところがあります。 それから、資料3-④の地域生活支援事業。資料3-③までは国が2分の1、東京都が4分 の1、町田市が4分の1の財政負担をするんですね。でも、この地域生活支援事業は、国の統合補助金というのがあるんですけれども、基本は市町村の裁量なんですね。だから市町村の懐次第という施策になってしまうんですが、そうですね……、3-2「暮らすこと」の日常生活用具のところ、これは日常生活に必要な、視覚障がいや聴覚障がいや、あるいは肢体不自由の人が吸引機を使うとか、そういうものを購入したりするときに使う制度なんですけれども、この品目をもっと増やしてほしいということや、給付額を増やしてほしいという意見が出ていました。

それから、その下の移動支援。これは先ほど説明した国の移動介護とは別に、市町村事業としての移動支援なんですね。今年度から町田市では時間数が増えたんですけれども、でも、本当に重度の身体障がいを持った方の移動だとか、そういう意味ではまだまだニーズに対応し切れていない。もっと声はありますね。

それから3-3「日中活動・働くこと」で言うと、障がい者計画部会でもうずっと、いい加減やるべきではないかと――ちょっと表現が悪いですけれども。2番目の日中一時支援というのが、自立支援法が2006年にできたんですけれども、それ以来ずっと町田市は見送ってきています。やりません。歴代6人の課長とお付き合いしてきましたけれども、一貫してやりません。他市はやっています。

そんな感じですね。あとは手話のところが、浅野委員等からあればぜひ言っていただければ と思います。

手話通訳、次のページを開いてもらうと3-7の情報提供のところで、これも市町村事業なんですね。国制度ではないんですよ。これで十分足りているのかどうか、使い勝手がいいのかその辺も、もし浅野さんからあればぜひ言っていただければと思います。

- ○岩崎会長 浅野委員、いかがですか。
- ○浅野委員 最近いろいろ研究されているんですけれども、やはり手話通訳者の数がまだまだ 足りないです。手話の講習会などで養成しているんですけれども、とにかく今後、もっと増え てほしいと思います。

最近コロナの関係もあって、なかなか集まることも少なくなってしまい、通訳者も同行して、 通訳で一緒に出ることも大変な状況になっています。今後新しく変わるのかどうか、まだはっ きりつかめていないんですけれども、私たちの協会としてもいろいろ相談していきたいと思い ます。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 また2点ほどあるんですが、まず、重度訪問介護についてです。

重度訪問介護、数年前から新基準を設けいただいて、それで地域で生活できる人たちの数がかなり増えてきたというところは非常に感謝しているんですが、今、その基準は結構細かく積み上げ方式で決められていて、夜間介助が必要な人たちの就寝時加算は3時間という設定があって、その3時間という設定の中で24時間の生活を組み立てようとするとどうしても、介助は必要だから事業所としてはヘルパーを派遣するけれども、でも、報酬を請求できないといった時間帯がどうしても生まれてきてしまう。かつてはボランティア派遣みたいな呼び方をしていたんですけれども、さすがに今の時代、ボランティア派遣をやっていると労基所に訴えられるだろうみたいな話があり、みんな何とか事業所でやり繰りして、報酬は請求できなくても時給を支払うという形でやり繰りしているような現状があります。

昨年も、その夜間の加算の時間をもう少し増やしてもらえないかみたいなことを障がい福祉 課に提案したりもしたんですけれども、今のところそれについてまだ回答等はないんですね。 そのあたりをもう少し加味した形で、今後の重度訪問介護の見込量等をしていただけると。本 当に地域に出てきた人が増えてきた中で、報酬は請求できないけれども派遣している形の人々 が増えてきている現状は、ぜひ押さえていただけると嬉しく思います。

同時に、ヘルパー不足の問題は、制度があっても使えないという問題ももちろんあるんですが、逆にヘルパーがいてもその時間内埋められない――のではなく、報酬を請求できずに派遣している実態をぜひ知ってほしいと思います。

それからもう一つ、ずっと前から気になっているんですが、地域生活支援事業の訪問入浴サービス、これは2015年からずっと30人、30人、30人で、今後については継続支援、継続支援と人数をあえて書かれていないから、ここをどうしようとしているのかは分からないんですが、訪問入浴は、ニーズはあるはずなんですよ。ただ、使いたくても事業所が限られているから、今の利用者さんが亡くならない限り次の人は受けられないという話をよく聞いていて、でも、本当に入浴はすごくニーズのあることなので、これについて委託事業所を増やすことで見込量を増やしていくという方向性はないのかどうか。

この2点です。よろしくお願いします。

○岩崎会長 ぜひ事務局のほうで御検討いただきたいんですけれども、例えば先ほど出た行動 援護のように、国の要件上なかなか引き受けられない問題、でも実は困っている人がいたりと か、今の入浴の問題もそうだと思います、重度訪問看護の時間数の問題もそうだと思いますけ れども、一応この委員会で意見が出て、一定それが実態としてもあるんだということが分かっている問題については、少なくともその問題について検討するとか――要するに、全く触れていないと問題すら認識されていないということになってしまうので、少なくともそういう問題があるんだということを理解して、市としても一応放置はしないで継続して、当然財政上の問題もありますし、すぐに100%の回答が出せないのはよく分かるんですけれども、ただ、全く書かないでスルーしてしまうと、あたかもそういう問題はないかのようになってしまうので、少なくとも問題を受け止めるということは、この計画の中でぜひ書いていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

- ○馬場委員 資料3-④、今、堤委員がおっしゃった訪問入浴サービスのところで、「継続支援」と意味がよく分からない書き方になっているので、私、社会福祉協議会から来ていますので、体系がすごく深い事業なのでここでそれを言うかどうか迷っているんですが、議事録から削除していただいても結構なんですけれども、この表現だけは、ちょっと分からないなと。
- ○岩崎会長 馬場委員からの質問ですが、事務局、答えられますか。

確かに、ここだけ数字ではないのはなぜですか。

- ○松田係長 この事業は、町田市の社会福祉協議会さんのほうで実施しているものに対して、 町田市が補助金を出して補助しているという形態を取っているものですから、そういう書き方 になっています。
- ○岩崎会長 補助しているとしても、その補助の――例えばこれは、30人を見込んで補助するようになっていたわけですよね。なので、例えばそれを40人にすると書こうと思えば書けますよね。「継続支援」というのは、やはり何か変ですよね。引続き30人規模で適切なんだと考えているなら「30人」と書いたほうがいいのではないですか。
- ○松田係長 検討させていただきます。
- ○岩崎会長ほか、いかがでしょうか。
- ○赤松委員 今の入浴の件についてですが、今、私、花の郷という重度の子がいるところと、あと花の家の関係で役員をしておりますが、この間、皆様にアンケートを取りまして、新規の方が全く入浴が使えない、そして、社協のほうを使っておりますけれども、日にちを減らされたという件がございます。これはあまり言いたくないんですが、家とか郷に入浴施設があるので、ぜひそこを使わせてくれないかというところで、職員の手がない、それをどうにかできないものかと。

例えば、この間もボランティアの男性の方たちがいらしていて、福祉コウなんですが、私たちが補助に行ってもいいよというところで、法的に何か入ってきてはいけないというのと、あと、施設側が入浴時間のところを減らされてしまう。それがどうにかならないかというところで、親たちは本当に目の前にお風呂があるなら、特に高齢化してまいりましたので、家ではとても大変だというところで、そういった施設はなぜ利用できないんだ、町田市内にもお風呂がある施設があるのにという意見が出たことをお伝えしたいと思います。

- ○岩崎会長 例えばそういったところも、補助の対象にすれば利用が拡大する可能性はあるという理解でいいんでしょうか。事務局、いかがですか。
- ○小野委員 今、赤松委員が言われたのは、生活介護事業の事業所なので、高齢者のデイサービスと同じ解釈で、入浴支援も支援内容としては入ってくるんですよね。それで加算もついたりするんですけれども、そこを外部のボランティアが入ってやるとなると、事業所としては都合が悪いと思うので、その辺の事業所事情が背景にはあると思います。
- ○岩崎会長 確かに、外部のボランティアがなかなか難しいのはよく分かります。施設管理上、 問題もあると思うんですけれども、少なくとも市の単独事業……、市単事業でしょう。だとす るならば、別に給付の全体を……
- ○小野委員 別枠の市単の補助は出ていますよね。
- ○岩崎会長 入浴介助事業は市独自の事業という理解でいいわけでしょう。なので市がもっと、例えば社協以外にも、例えばここの事業所にも補助金を出して委託しますという形で拡大することは、当然可能なわけですよね。そういったことも含めて御検討いただきたいということで、いかがでしょうか。
- ○赤松委員 町障連としまして親の会の方に聞きましたところ、郷と家の方だけでなく、もし 入浴施設が利用できるのならほかの方たちも使えないかという、市のせっかくの設備ですので という意見が出ました。やはり高齢化した親たちからのお願いがたくさん出ておりました。
- ○岩崎会長 では、そういったことも含めて、まず事務局のほうで御検討いただくということ でいかがでしょうか。

ほか、いかがですか。

- 一応予定の時間は超えていますけれども、ウェブで参加されている方、挙手はありますか。 特によろしいでしょうか。
- ○馬場委員 これは私の理解が悪いのか、資料1-①で、例えば8ページから「暮らすこと」 が始まっているんですが、10ページの重点施策で現状値から2023年度までの目標値が入ってい

ますよね。さらに、例えば13ページに成果目標というのが出てきて、10ページの目標とどこが どう違うのか、ちょっと説明いただけないでしょうか。いろいろなところに目標が出てくるん ですが、これを見ていてそこがよく理解できない。

- ○岩崎会長 私のほうから説明させていただきますけれども、この成果目標というのは国が指針で定めていることで、「これを成果目標として定めなさい」ということへの対応なんですね。とすると、町田市が本来立てる計画と国の指針に応えている部分がごっちゃになってしまっていて、確かにそういった非常に見にくい、目標が幾つも出てきているみたいな感じになってしまっているので、これは少し整理する方向で今、検討しています。次回の素案を見ていただけると、多分それは解消しているのではないかと思います。
- ○堤委員 地域生活支援事業の件ですが、昨年度までは緊急通報システムというのがたしかあったと思います。あのとき件数がとても少なかったと記憶しているんですけれども、今年度、地域生活支援事業の中に項目がなくなっているから、なくなってしまったのかという確認と、確かに昨年度まであった緊急通報システムはとても使いにくいサービスで、近所の人に鍵を預けなけれとか、支援とかちょっと複雑だったんですが、ただ、緊急通報システム自体、独り暮らしの障がい者にとっては本当に必要な制度だと思うので、見直しを考えて今後つくっていくことはないのかという緊急通報システムについての質問です。
- ○中島課長 確かに緊急通報システムというのは、事業としてはあるんですけれども、地域生活支援事業で、前回載っていないと思うんですけれども……。前回も特にここには載っていなかった事業かと思うんですが。
- ○堤委員 いつなくなってしまったんでしょう。去年か一昨年までは確実にあったシステムで
- ○中島課長 事業としては今もございます。
- ○堤委員 地域生活支援事業ではないんですか、あれは。
- ○中島課長 目標値をつけるものにはなっていなかったように思うんですが。事業としては今もございます。
- ○堤委員 今もあるけれども、地域支援事業の中に位置付けられているわけではない。どこに 位置付けられているんでしょうか。
- ○中島課長 すみません、ちょっと担当がいないので、また後ほど堤委員にお答えしたいと思います。
- ○堤委員では、それはまだ生きているんですね。

- ○中島課長 物自体はやっています。
- ○堤委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○岩崎会長 よろしいでしょうか。

それでは、この議題に関しては以上で1回締めさせていただいて、もしほかにお気づきの点があれば、また事務局にお伝えください。

続いて、(仮) 町田市障がい者活躍推進計画についての報告に移ります。

職員課から御報告をお願いいたします。

○職員課(伊藤担当課長) 皆さん、こんばんは。お時間いただきまして、ありがとうございます。職員課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

では、(仮称)町田市障がい者活躍推進計画について、御説明いたします。

こちらの計画ですが、皆様ご存じだと思いますが、2018年に、国であるとか一部の市役所に おいて障がい者雇用率の不正な計上がございました。これを契機に障害者雇用促進法の一部が 改正されまして、国であるとか地方公共団体につきましては事業主が障がい者活躍推進計画を 策定することが義務づけられました。これに基づきまして、町田市も町田市障がい者活躍推進 計画を策定しているところでございます。

この計画をつくるに当たっては、厚生労働省から「この計画はこういうふうにつくりなさい」という手引が示されておりまして、それに基づいて、今、その計画をつくっているところです。ただ、この計画をつくるに当たっては、実際に今、働いている障がい者である職員の参画が必要となっていますので、当事者の方であるとかその上司の課長にアンケートを取ったり、庁内にこの策定委員会を設置したりして、今、策定を進めている状況であります。

また、この計画につきましては、目標としまして必ず実雇用率であるとか離職者数などの目標値を設定しなさいと国から示されておりますので、町田市としましても障がい者の実雇用率、2019年度は2.36%なんですが、目標値である2.5%を目指して取組を進めることを掲げております。また、先ほど申した離職者数ですが、採用後1年間の離職者数につきましては、2019年度に採用した職員は8名おります。今、離職者はゼロですので、このゼロという数字を続けていきたいと考えております。

もちろん、この計画をつくりまして目標値を定めることも重要ですけれども、その目標値を 達成するための取組につきましても、今、同時並行で検討を進めている状況ですので、本年度 までにその計画とともに取組についても検討したいと考えております。

○岩崎会長 今の御報告に関して、御質問等ありますでしょうか。

1つお伺いしたいんですけれども、合理的配慮は義務だと思うんですけれども、ただ、誰か仲介してくれる人がいないと何が合理的なのかどうか、当事者とその上司だけが話し合う中では多分難しいと思うんですね。例えばどういう合理的配慮ができるかを仲介してくれるような組織だったり、役割の人は設定されているんでしょうか。

- ○職員課(伊藤担当課長) 今後、こちらの取組の今後の方向性になるんですけれども、相談窓口を職員課の中につくっていきたいと考えておりますので、そういったところで相談に乗っていきたいと考えております。
- ○岩崎会長 例えばそういったところに障がいを持っている当事者の人たちが外部のアドバイザーみたいな形で入ったりとか、やはり閉じてしまう組織だと何かがあったときになかなかうまくいかなかったり、障がいを持っている当事者の方が言えなかったりするので、ぜひ外部の機関との連携も含めて御検討いただけると、すごくいいものになるのかなと思います。
- ○職員課(伊藤担当課長) 御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。
- ○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次第【その他】に移ります。

まず、当日配布資料4「令和2年度地域自立支援協議会交流会の開催について」、事務局から御説明をお願いします。

○後藤主任 すみません、私が岩崎会長の手持ち資料を間違えまして、資料番号が違っておりました。当日配布資料 5 「令和 2 年度地域自立支援協議会交流会の開催について」をご覧いただければと思います。

こちらは東京都の自立支援協議会からの御案内となるんですけれども、都内の地域自立支援 協議会の関係者の交流と情報交換のため、交流会が開催されることになっております。

日時としては、9月28日月曜日の午後1時30分から午後4時までとなっております。

内容については裏面ですが、こういった内容で、グループ討議等が行われる予定となっているようです。

こちらは資料で詳細を御確認いただきまして、もし参加御希望の委員がいらっしゃいました ら、障がい福祉課の事務局まで御連絡いただければと思っております。

- ○岩崎会長 今の御報告に関して、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、ここで進行を事務局にお戻しします。
- ○岡担当課長 岩崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして2020年度第3回町田市障がい者施策推進協議会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。

ウェブで御参加の皆様は、「×」のアイコンをクリックして御退席ください。

お車でいらした方は駐車券にチェックして無料処理用のカードをお渡ししますので、駐車券 を事務局に御提出ください。無料処理用のカードと駐車券は1階の受付に出していただいて、 無料処理を受けていただく形になります。よろしくお願いします。

どうもお疲れさまでした。

午後8時29分 閉会